

岩手県告示第 95 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営一関第 1 地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地又は換地を定めない土地として指定した。

平成 20 年 2 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
一関市川辺字三角谷起	22 番 3	用悪水路	用悪水路	548	455
〃	33 番 3	〃	〃	1,818	531
〃	34 番 3	〃	〃	561	434
〃	44 番 3	〃	〃	611	189
〃	209 番 3	〃	〃	1,123	667
〃	236 番 4	〃	〃	128	59
〃	238 番 3	〃	〃	238	50
一関市舞川字三番谷起	40 番 4	〃	〃	1,093	264
〃	75 番 3	〃	〃	1,028	482
〃	90 番 3	〃	〃	1,087	619
〃	138 番 3	〃	〃	1,116	859
〃	145 番 3	〃	〃	905	388
〃	170 番 4	〃	〃	1,299	689
一関市舞川字二番谷起	28 番 4	〃	〃	622	70

2 換地を定めない土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
				m ²
一関市川辺字三角谷起	220 番 4	用悪水路	用悪水路	793
〃	223 番 4	〃	〃	115
〃	232 番 3	〃	〃	69
〃	232 番 4	〃	〃	59
〃	235 番 3	〃	〃	128
〃	236 番 3	〃	〃	161